

## 甲斐市教育委員会第6回定例会議事録

- 1 日 時 令和3年9月27日（月）午後1時30分
- 2 場 所 甲斐市役所 新館3階 竜王北部公民館 視聴覚教室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 **【教育長】** 宮坂雄次郎教育長  
**【委 員】** 長田明美職務代理者 小林啓子委員  
金子初男委員 中込正久委員  
**【説明員】** 小澤明教育部長 名取藤吾教育総務課長  
坂本公彦学校教育課長 高須秀樹生涯学習文化課長  
岸部俊一スポーツ振興課長 保坂義実図書館長  
金丸徹学校教育指導監 窪田美世学事係長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 森川嘉亮教育総務係長 柴崎唯教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 A委員 B委員
- 8 教育長からの報告
- 9 議 題
  - (1) 令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 10 その他
  - (1) 令和3年9月甲斐市定例市議会教育委員会関係一般質問について
  - (2) 中北地区教育委員会連合会教育事情視察研修の中止について
  - (3) 令和3年度山梨県市町村教育委員会連合会秋季大会の開催方法の変更について
  - (4) 令和3年度中北地区地域教育フォーラムの開催について
  - (5) 分散登校等2学期の学校の様子について
  - (6) KAI SPORTS DAYについて
  - (7) 10月の行事予定について
- 11 閉 会 午後3時00分

## ○開 会

事務局 開会を宣する。

## ○あいさつ

教育長 改めまして こんにちは。

1 学期は、新型コロナウイルスの流行の隙間を縫うようにして、学習活動も修学旅行や校外学習も実施できました。

2 学期が始まると時を同じくして、「まん延防止重点措置」が出されたこともあり、分散登校を2週間実施しました。

各学校とも、この2週間を意義あるものにするために、少人数学習のメリットを活かした授業を行ったり、クロームブックを使って、リモート学習に必要な手順を児童生徒と確認し、また持ち帰りをして家庭での使い勝手を調べるなど、充実した時間を持つことができました。

運動会延期に係わる詳細は、後ほど事務局からお話いたします。

教育委員会各課は、通常業務と別に行事は中止か否か、貸出業務の在りかた、閉館か開館時間の制限で行くか、判断に悩みました。現在は、それらもほぼ落ち着いた状態になっております。委員の皆さんのお力をお借りしながら、教育委員会の各課、図書館、給食センターともに、これまで同様、知恵と力を合わせて、創甲斐教育の推進に努めて参ります。よろしくお願いたします。

## ○教育長報告

教育長 9月の諸報告をさせていただきます。1ページをご覧ください。

8日に、山梨県教育委員会から、令和3年度全国学力・学習状況調査結果の概要が送られてきました。

13日から通常登校再開となりました。また、甲斐市建築家協会様から各学校へ図書が寄贈されました。平成28年度から6回目になります。

16日に、敷島中学校体育祭、23日に、竜王中学校文化祭が行なわれ、竜王北中学校の修学旅行(県内巡り)が始まりました。

この日、市内運動施設に陽性者が出て、その関連で3校の小学校の運動会と1校の中学校の体育祭が延期されました。

24日に、竜王北中学校修学旅行(県内巡り)が無事終了しました。

25日に3校の小学校の運動会が行われました。

27日に、双葉東小学校の5・6年生体育授業参観が実施されました。  
28日に、双葉東小学校の1年生体育授業参観が行われました。  
29日に、双葉東小学校の4年生体育授業参観が予定されています。  
以上、9月の諸報告とさせていただきます。

教育長 議題の審議に入ります前に、議題第1号「令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報に関する事項が含まれます。したがって、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、議題第1号を非公開とすることについてお諮りします。

非公開とすることにご異議はございませんか。

一同 異議なし。

教育長 ご異議がありませんので議題第1号は非公開といたします。

#### 【ここから非公開】

#### ○議題

第1号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

教育長 非公開とした議題第1号「令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」の審議が終わりましたので、これより公開とします。

#### 【ここから公開】

#### ○その他

(1) 令和3年9月甲斐市定例市議会教育委員会関係一般質問について

事務局 (資料説明)

委員 新型コロナウイルスに関わって、臨時休業や学級閉鎖を行っていますが、子どもたちに学びの保障をする前提として、安心安全な学習環境というものが重要だと思います。そういった措置を取り組んでいることは理解をしておりますが、新型コロナウイルスによる学級閉鎖の際の学校と教育委員会、または保健所へのプロセスや基準はどうなっているのでしょうか。

事務局 基準は、文部科学省から新型コロナウイルスに関わって、各クラスに

1・2名の感染者が出た場合、感染状況が正確に判明出来ない場合、まだ PCR 検査を受けていない場合などのガイドラインがあります。その基準に則っておりますが、その決定につきましては教育委員会と学校長がオンラインで会議を行い、最終的な決定をすることになっております。そこには保健所からのアドバイスや、医者に相談しながら決めたというケースもあります。それぞれの学校によって違うこともありますが、文部科学省の新型コロナウイルスに関わる学級・学年閉鎖、臨時休業のガイドラインをもとに対応を行っております。

委員

河川氾濫等について、台風時の増水が予想される川については、防災マップが市から出ていると思います。それを拡大コピーして学校の昇降口の近くに掲示してあればいいと思います。校長室にあっても急な時には役に立ちません。いつでも教員が確認して下校させられる場所にあれば、教員の命を守ることもできます。日々の意識付けをする必要があると思います。

今のところ、昇降口に貼ってある学校はほとんどありませんよね。大きな水害が起きた時、子どもは家に帰さず学校に残すと思いますが、そうなる前の台風による増水時などに、各学校の先生方もどこの河川が危ないかは分かっていると思いますが、普段から子どもにも意識させて、見せておくことも大切だと思います。非常時に壁に貼ってあるものを確認して帰るだけでも違うと思います。

事務局

確かに、日ごろからの防災意識は大切だと思います。釜無川につきましては、平成 31 年に避難確保計画が作られており、ハザードマップがありますので、学校にいる間に災害が起きたら先生たちが役割を決めて、ここに逃げるということを確立させております。それに伴う避難訓練も行うこととなっております。貢川と荒川が敷島地区にあります。ハザードマップが無かったため、今年度に作成し、それに伴い避難確保計画も今年度に策定中です。今後は計画に沿い、学校にいる間に災害が起きたらどうすればよいかということ、学校で指導していきます。マップなどが出来次第、学校に配ることは大切だと思いますので、何らかの形で子どもたちにも周知できるように考えていきたいと思っています。

事務局

地域の河川につきましては、毎年行っている合同点検におきまして、道

路だけでなく河川についても危険個所として上げていただいております。そういった個所については、各学校でも把握をしていると思いますので、対応ができると思います。

教育長 私たちの教員時代には、火事と地震の避難計画は行いましたが、水害については特に意識してきませんでした。

委員 学校現場は、人事異動で人が変わるので、普段から意識することも必要だと思います。

教育長 答えとすると、今年度県から示されたハザードマップに基づいて作っている最中ということです。双葉地区はまだ県で作ってはいないのですよね。

事務局 詳しいことはまだ分かりません。

教育長 そちらもまだ遅れていますので、水没3メートルというところもあると聞いています。

委員 急いで全地域的にやっていただけるとありがたいです。

委員 3点ほど伺います。まず1点目は交通安全に関するお話で、答弁にありますように、押しボタン式信号の設置について、信号機の設置が難しいところには押しボタン式信号を作って欲しいとありますが、山梨県が全国的に見ても横断歩道での停止率が低いということなので、こういった押しボタン式信号の要望は大事なことだと思います。

2点目は各公民館の利用状況について、生涯学習への新型コロナウイルスの影響は大変懸念される場所ではありますが、団体数の中で、コロナによる活動休止の団体というのはこの中の増減に含まれているのでしょうか。例えば、一時的に活動を休止している団体についても、この増減に含まれているのでしょうか。また、この中で敷島公民館は「増」で、中部公園のセミナーハウスでは「増減なし」とありますが、何かしらの取り組みがあるのでしょうか。

最後に新型コロナウイルスの対応についてですが、今回、新聞紙面上で39名のクラスターとありましたが、体育の授業で、感染リスクのある水泳を行わないという方針で、そういったところで学校と市との連携や、学校内での努力により感染が抑えられているのは評価できることだと思います。

事務局 公民館の関係についてお答えいたします。現在のところ、一時休止というお話をいただいております。新型コロナウイルスが収まっても、もう活

動は行っていかないのか、再開するのは分かっておりません。高齢化が進んできている関係で、そろそろやめたいと思っているグループもあり、それに基づいて一時休止という状況になっておりますので、コロナ禍が終わった後に実際その辺がどうなるのかははっきり見えてくるかと思えます。

また、講座が終わった後に、その延長として「自主的にグループを作って続けることもできますが、いかがですか」という案内をしています。それでグループを立ち上げようかということでは若干増えたところがあるのかと思えます。

事務局

押しボタン式の信号について、今までは公安委員会から設置出来ないと言われれば、それで終わっていましたが、今年度以降は、市長からも何らかの検討をするようにとの指示もありましたので、こういった押しボタン式信号や、それも出来ないのであればまた違った形で何か出来ないか等を検討しながら交通安全確保を進めていきたいと思っております。

水泳につきましては、この後の施設関連の話の際にご報告をさせていただきたいと思えます。

委員

教育部長の答弁で、現在学校教育支援員が 47 人、そして 37 人の学力向上支援スタッフを配置されていて、このスタッフを今後も継続して配置していきたいとありました。私もぜひ継続配置をお願いしたいと思います。学校現場では子どもたちが精一杯頑張っており、先生方もコロナ禍で、出来ないことを増やすよりも、出来ることを増やそうということで、色々なことを調整して努力してくださっています。ものすごく疲れを抱えている中で、学校生活を送っていると思えますので、できるだけ大勢の大人が関わることで、子どもも保護者の方も先生方も安心して学校生活が過ごせる環境を少しでも長く教育委員会として支えていただければと思えます。

教育長

平成 22 年には支援員は 28 人しかいませんでした。それが今では 74 人で約 2.8 倍となっております。

委員

細かい話になってしまうのですが、9 ページに対策困難の 19 件の再検討とありますが、道路を横断させるグリーンベルトの表示というのは、横断歩道のようにグリーンの帯をつけるということですか。歩道にグリーンベルトがあることは承知しております。

事務局

普通の横断歩道は規制という扱いになります。横断歩道をつけるにあたってはいろいろな条件があり、カーブの途中であったり、横断歩道同士が近い距離にあっては付けることができません。それが原因で、普段子どもたちが渡っている道路でも、横断歩道がつけられない場所が沢山あります。その中で、我々と道路管理者で甲斐市が管理している道路においては、グリーンベルトを横断させるのはどうかということを考え、敷島南小学校の近くの道路に設置いたしました。グリーンベルトで道路を横断させるというのも、子どもたちはグリーンベルトを信じて渡りますので、保護者の付き添いがあるという条件であれば、付けてもいいということをお考えしました。現在は、敷島の2か所と、榎の交差点のガソリンスタンドを南下したところに1か所設置してあります。左手にある3階建てのマンションから渡って細い道に入っていくので、そこに横断歩道を設置して欲しいという要望がありましたが、警察では榎の交差点の横断歩道が近いのでそっちを渡ってくれということでしたが、子どもたちが通学路を変えるということは難しいので、道路管理者の協力を得て、グリーンベルトを横断させ、保護者が両側に立つという形をとっています。今後も条件が許すのであれば、そういう形ができると思いますが、あまり大きな道路では危険ですので、グリーンベルトの両側に保護者が立ち、ある程度の幅員があれば今後も設置可能だと思います。

委員

横断歩道の前にはひし形のような路面標示がありますが、グリーンベルトにもその存在を運転者に周知するため、そういったものがあれば運転者も気を付けるのではないのでしょうか。それに合わせて通学路の表示などもしているのでしょうか。

事務局

グリーンベルトの横断の手前の両方の車線に、派手な緑色のひし形で、通学路という目立つ道路標示をしてあります。また、渡る場所にはオレンジ色のポラードを立てており、運転者からも良く視認できるような形で設置しております。

委員

法的規制も出来ないのでしょうか。

事務局

ダイヤマークも警察の道路交通法上の規制マークですので、市で出来るものと出来ないものがあり、グリーンベルトの横断帯は苦肉の策で、道路も広げられず、歩道もつけられないところには何が出来るかという

と、道路を派手にすることでした。最近ニュースでもありましたが、ハンブをつけて注意喚起するところもありましたので、そういったところを参考にしながら、知恵やアイデアを出しながらできることをやっこうと思っております。

教育長                    その他ご意見、ご質問はございますか。  
一 同                      異議なし。

(2) 中北地区教育委員会連合会教育事情視察研修の中止について

事務局                    (資料説明)  
教育長                    ご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。  
一 同                      異議なし。

(3) 令和3年度山梨県市町村教育委員会連合会秋季大会の開催方法の変更について

事務局                    (資料説明)  
教育長                    ご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。  
一 同                      異議なし。

(4) 令和3年度中北地区地域教育フォーラムの開催について

事務局                    (資料説明)  
出席者については、会議終了後にお話させていただきます。  
教育長                    ご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。  
一 同                      異議なし。

(5) 分散登校等2学期の学校の様子について

事務局                    (資料説明)  
教育長                    ご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。  
一 同                      異議なし。

(6) KAI SPORTS DAY について

事務局                    (資料説明)



教育長                   ご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。

一 同                    異議なし。

(7) 10月の行事予定について

事務局                   (資料説明)

委 員                   26日火曜日の秋季研修会の動画配信については、どこかに集まって皆で見るということではないのでしょうか。

事務局                   DVDの配布であれば集まらなくても良いでしょうし、動画配信であればどこかに集まるのか、まだ決定がされておらず後日送付する開催通知において、とのことですので、もう少しお待ちいただければと思います。

教育長                   その他ご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。

一 同                    異議なし。

○閉 会

事務局                   本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので本定例会の閉会を宣する。

閉会時間               午後3時00分